

動物用医薬品販売従事登録申請の必要書類について

販売従事登録申請にあたり、以下の書類をご持参いただき、家畜保健衛生所まで御提出ください。（根拠法令：動物用医薬品等取締規則（以下、「規則」ほか）

なお、以下の2～4については、人薬用販売従事登録申請のため、すでに県または鳥取市に提出されている場合は、原本は省略可能（規則第115条の8第2項）です。その場合は、申請書記載内容確認のため、省略する書類のコピーをご提出いただき、申請書の参考事項欄に「令和〇年〇月〇日、△、□（省略する書類の名称）については〇〇総合事務所（又は鳥取市役所）に提出済み」等記載をお願いします。

番号	必要書類	チェック
1	申請書（規則様式第47号）（※1）	
2	動物用医薬品登録販売者試験に合格したことを証明する書類 （人薬用販売従事登録証の場合は、登録販売者試験合格年月日、受験した県を余白に記載してください。）	
3	戸籍謄本、戸籍抄本または住民票の写し（本籍記載必要）	
4	雇用関係証明書	
5	手数料 7,200円（※2）	

※1 令和3年8月1日より、新様式となっております。これまで添付書類として必要だった誓約書及び医師の診断書は不用となり、申請書に法第5条第3号イからトまで（欠格事項）に該当することの有無を記載することとなっております。

※2 令和3年9月30日をもって県の収入証紙は販売中止となります。令和3年度いっぱいまでは購入した県の収入証紙での納入が可能です。令和3年10月以降は、県が発行する納入通知書での支払いとなります。支払い方法については管轄の家畜保健衛生所へお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

- 鳥取県鳥取家畜保健衛生所：電話0857-53-2240 FAX0857-53-6352
メール tottorikachiku@pref.tottori.lg.jp
- 鳥取県倉吉家畜保健衛生所：電話0858-26-3341 FAX0858-26-8164
メール kurayoshikachiku@pref.tottori.lg.jp
- 鳥取県西部家畜保健衛生所：電話0859-62-0140 FAX0859-62-0143
メール seibukachiku@pref.tottori.lg.jp

(参考)

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）

(許可の基準)

第五条 次の各号のいずれかに該当するときは、前条第一項の許可を与えないことができる。

- 一 その薬局の構造設備が、厚生労働省令で定める基準に適合しないとき。
- 二 その薬局において調剤及び調剤された薬剤の販売又は授与の業務を行う体制並びにその薬局において医薬品の販売業を併せ行う場合にあつては医薬品の販売又は授与の業務を行う体制が厚生労働省令で定める基準に適合しないとき。
- 三 申請者（申請者が法人であるときは、薬事に関する業務に責任を有する役員を含む。第六条の四第一項、第十九条の二第二項、第二十三条の二の十七第二項及び第二十三条の三十七第二項において同じ。）が、次のイからトまでのいずれかに該当するとき。
 - イ 第七十五条第一項の規定により許可を取り消され、取消しの日から三年を経過していない者
 - ロ 第七十五条の二第一項の規定により登録を取り消され、取消しの日から三年を経過していない者
 - ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた後、三年を経過していない者
 - ニ イからハマまでに該当する者を除くほか、この法律、麻薬及び向精神薬取締法、毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）その他薬事に関する法令で政令で定めるもの又はこれに基づく処分に違反し、その違反行為があつた日から二年を経過していない者
 - ホ 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
 - ヘ 心身の障害により薬局開設者の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
 - ト 薬局開設者の業務を適切に行うことができる知識及び経験を有すると認められない者